

任 務 様 書

1 発務件名： 燃料タンク清掃役務
 2 発務場所： (1) 恵庭市西島松308 陸上自衛隊島松駐屯地 (2) 恵庭市島松 桜森高射教育訓練場
 3 発務概要：

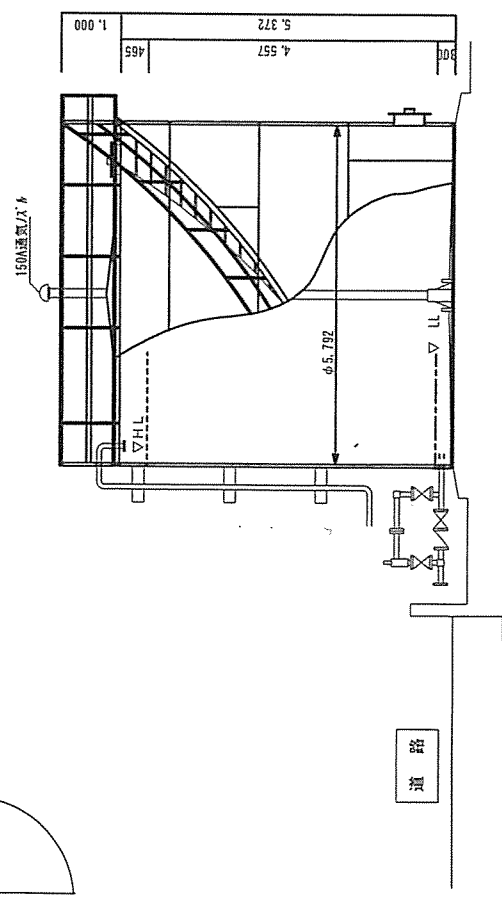
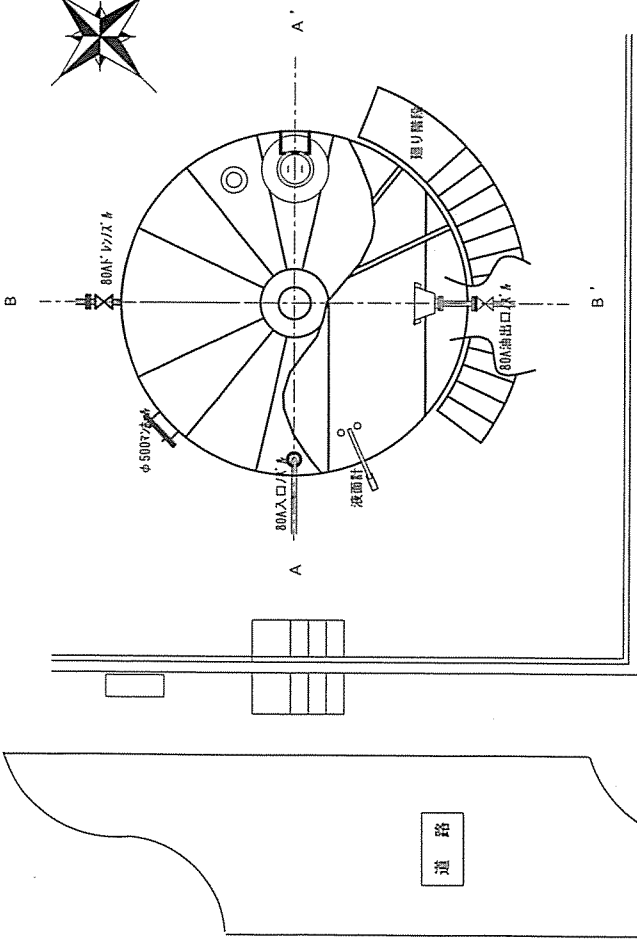
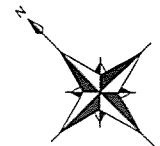
場所	建物番号	建物名称	容量 (kL)	区分	燃種	内 掃	容	備 考
駐屯地	41	第2ボイラー	120	地上	重油	内掃	検査	
桜森	94	整備工場	3	地下	重油	内掃	肉厚	
	1	検査	20	地下	灯油	内掃	—	

章 項 目	内 容																
1 ① 総 則	図面及び本仕様書は、陸上自衛隊島松駐屯地「燃料タンク清掃役務」について規定する。																
② 施 工	本役務は、図面及び本仕様書及び消防法ほか関係規則に基づいて実施する。																
③ 疑 義	本仕様書及び図面の内容に不明のないとき及び疑いを生じたときには、全て監督者と協議する。																
④ 現 場 管 理	(1) 現場は、常に整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に万全を期する。 (2) 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (3) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入は厳禁とする。 (4) その他、官側の規則等に従うものとする。																
⑤ 書 類 手 続	本役務に必要な書類は、監督官の指示に従い速滞なく行うものとする。																
⑥ 役 務 写 真	請負業者は、下記により本作業に係る写真を提出する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始前</td> <td>サービスマン</td> <td>各工程毎及び監督官の指示する箇所</td> <td>各1部</td> </tr> <tr> <td>作業中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○(社)公共建築協会「工事写真の撮り方(改訂第2版)」を参考にする。 産業廃棄物の処理は、関係法規等に基づき収集から最終処分までをマニフェスト交付を経て納期内に適正に処理する。 本役務完了後、1年以内における役務実施上の不備による損傷等は施工者の負担とし、無償で修復する。	分類	規格	撮影箇所	提出部数	開始前	サービスマン	各工程毎及び監督官の指示する箇所	各1部	作業中				完了時			
分類	規格	撮影箇所	提出部数														
開始前	サービスマン	各工程毎及び監督官の指示する箇所	各1部														
作業中																	
完了時																	
⑦ 発 生 材 等	本役務は、「清掃報告書」及び「検査報告書」等の報告書の提出をもって完了とする。																
⑧ 補 償																	
⑨ 役 務 完 了																	

章 項 目	内 容
2 1 清 掃	(1) 内部潜入方式による清掃作業(41地上タンク・94地下タンク) ア タンクの清掃にあたっては、内部潜入方式によるものとし、残油(使用可能油)を請負業者のタンクローリー車にて一時保管する。また、タンクローリー車に保管できない分については第1ボイラーのタンクに移管し、清掃等の作業完了後各タンクに復旧する。 ウ 残油採取後マンホールを開放し、安全に換気を行うと共に採取不能の残油及びガスを除除する。 エ 安全確認後タンク内に潜入し、銅・スケール・スラッジ等の剝離、撤去作業を行う。 オ スラッジ等除去後は、デッキブラシ等で仕上げを行い、ウェス拭きにより水分を撤去する。 カ タンク内清掃後、非破壊検査(磁粉探傷検査、肉厚検査)を行う。 ク 清掃、点検に使用する機器、工具等は予め監督官の使用承認を受ける。

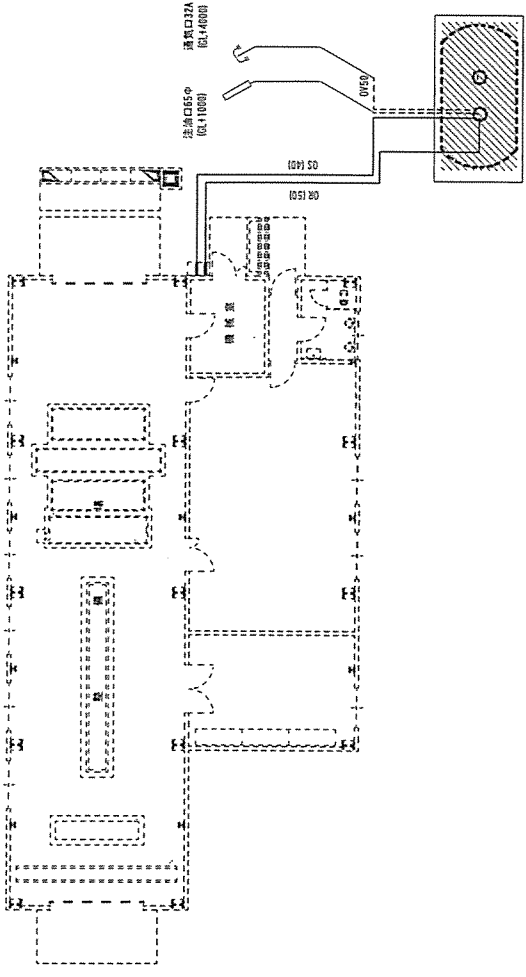
章 項 目	内 容	項 目	内 容																				
2 特 記	(2) 循環濾過方式による清掃作業(桜森#1隊舎地下タンク) 循環濾過清掃にあたっては、真空ろ過器により、タンクの注入口から吸引ホースを差込み、タンク底部に沈殿中の水分、ゴミ、銅等を残油とともに吸引し、完全濾過してから洗浄された油をタンク内に戻す循環濾過作業を、沈殿物が完全に除去されるまで継続するものとし、沈殿物の揚程にあたっては、透明ホースを使用し視認できるものとする。 (1) 油採取等に際しては事故防止に努め、採取した油の保管は火災防止上安全な場所、方法で行う。 (2) 閉鎖部の止め板等は圧力示度がゼロであることを確認してから開放する。 (3) 清掃等の作業において、燃料タンク内部に潜入する場合は、関係法規に基づき安全を確認するとともに、作業服装等は防曝仕様のものを使用する。 (1) 調達要求時直近における各燃料タンクの残量は、次とする。 (調達要求時直近における残量：令和4年6月17日現在) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>建物等・容量別</th> <th>燃種</th> <th>数</th> <th>単位</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア #41第2ボイラー(120kL)</td> <td>重油</td> <td>36</td> <td>kL</td> <td>地上</td> </tr> <tr> <td>イ #94整備工場(3kL)</td> <td>重油</td> <td>2</td> <td>kL</td> <td>地下</td> </tr> <tr> <td>ウ 桜森隊舎#1(20kL)</td> <td>灯油</td> <td>8</td> <td>kL</td> <td>地下</td> </tr> </tbody> </table> (1) 請負業者は契約後速やかに、清掃対象タンクの実施時期について官側と協議し、官側が指示する所定の時期に清掃等を実施する。 (2) 漏洩等が疑われる箇所が発見された場合は、速やかに監督官に報告するとともに官側の確認を受けるものとする。 (3) 役務実施にあたり、請負業者はタンクの保有残量を確認の後、作業を実施するものとする。 (4) 重油受入の関係上、#41第2ボイラーと#94整備工場については9月中旬までに清掃を完了させるものとする。	建物等・容量別	燃種	数	単位	区 分	ア #41第2ボイラー(120kL)	重油	36	kL	地上	イ #94整備工場(3kL)	重油	2	kL	地下	ウ 桜森隊舎#1(20kL)	灯油	8	kL	地下	2 安全対策	
建物等・容量別	燃種	数	単位	区 分																			
ア #41第2ボイラー(120kL)	重油	36	kL	地上																			
イ #94整備工場(3kL)	重油	2	kL	地下																			
ウ 桜森隊舎#1(20kL)	灯油	8	kL	地下																			
3 記 事		3 残 燃 料 量																					
4 事 項		4 そ の 他																					

種 別	仕 様 書	図 面 番 号	縮 尺	図 示
燃料タンク清掃役務				1 / 4
総務部長	管理課長	営繕課長	工事企画係長	設計者
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班 令和4年6月22日				



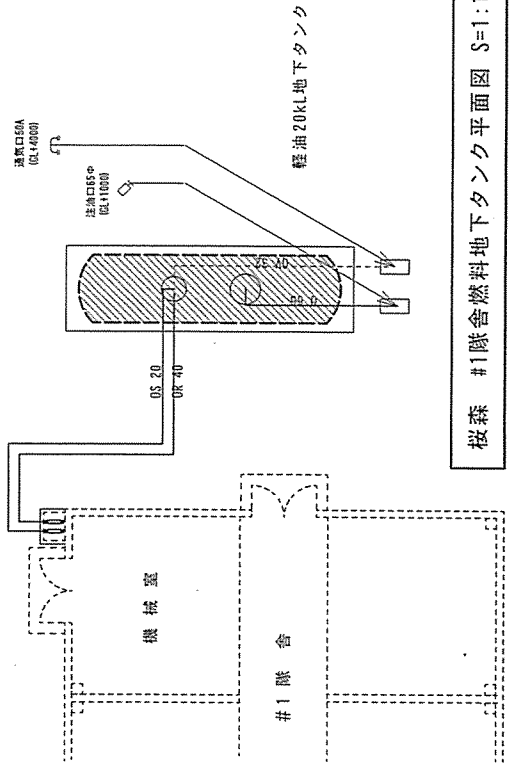
#41 第2ホ-イ-地上式120KL重油タンク 姿図 S=1:150

件名	燃料タンク清掃役務	図面番号	3 / 4
種別	平面図・詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課營繕班		令和	4年6月22日



#94 整備場 燃料地下タンク配置図 S=1:350

重油 3KL 地下タンク



桜森 #1 隊舎燃料地下タンク平面図 S=1:100

件名	燃料タンク清掃役務	図面番号	4 / 4
種別	平面図・詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課管理班		令和 4 年 6 月 22 日	